

国立大学法人富山大学共同研究取扱要項

平成17年10月1日制定

平成20年4月1日改正

平成26年3月25日改正

令和元年9月24日改正

令和2年9月23日改正

令和3年3月30日改正

令和4年10月25日改正

第1条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の共同研究に関する事項は、国立大学法人富山大学共同研究取扱規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項については、この要項の定めるところによる。

第2条 規則第3条第2項に基づく協議書は、別紙様式第1号の「共同研究協議書」によるものとする。

第3条 規則第7条に定める本学が受け入れる共同研究員の研究料の額は、一会計年度一人につき年額440,000円（直接経費368,000円、間接経費72,000円）とし、月割り計算は行わない。ただし、研究期間が、3ヶ月以内の場合においては、110,000円（直接経費92,000円、間接経費18,000円）、6ヶ月以内の場合においては、220,000円（直接経費184,000円、間接経費36,000円）とすることができる。

2 研究料は、共同研究契約を締結した後直ちに徴収するものとする。

3 同一年度内において、研究期間を延長することとした場合には、既納の研究料の範囲内において改めて徴収しない。

4 同一年度内において、民間企業等の人事異動等に伴う交代の場合については、既納の研究料の範囲内において改めて徴収しない。

第4条 規則第8条第2項に定める間接経費の額は、原則として直接経費の30%以上とする。

第5条 規則第13条第2項に基づく報告書は、別紙様式第2号の「共同研究実施報告書」によるものとする。

附 則

この要項は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。ただし、改正後の第 4 条の規定は、共同研究の円滑な実施に支障を来す場合又はその他やむを得ない場合に限り、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要項は、令和 4 年 11 月 1 日から実施する。ただし、実施日前に締結された共同研究契約に基づくものについては、なお従前の例による（実施日以降に締結した変更契約に基づくものは除く。）。
- 2 改正後の第 4 条の規定は、規則第 8 条に定める民間機関等が負担する額の算出において、直接コスト及び間接コストの積算により難しい場合に限り、なお従前の例による。その場合の間接経費の額は、直接経費に対して、令和 4 年度分については原則 10%、令和 5 年度以降分については 30%以上とする。